

# 紀 要

## 第 2 号

---

### 目 次

1. 近江の地域色の再検討 2  
— 周辺地域における近江系土器について — (小竹森直子)
  2. 「倉橋部廃寺」雑考 (田路正幸)
  3. 八島瓦窯 — 瓦の需給関係と工人の動向 — (北村圭弘・三辻利一)
  4. 近江国庁再考 (平井美典)
  5. 条里遺構の調査と現状 (宮崎幹也)
  6. 日野川中流域における条里と集落 (岡本武憲)
  7. 滋賀県下における掘立柱建物集落の成立契機について (大崎哲人)
  8. 妙案寺遺跡出土の呪符木簡について (葛野泰樹)
- 

1989. 3

財団法人 滋賀県文化財保護協会

## 7. 滋賀県下における掘立柱建物集落の成立契機について

大 崎 哲 人

### 1. はじめに

古代集落における住居構成は、集落が竪穴住居のみによって構成されるものから、掘立柱建物が採用されることにより、竪穴住居と掘立柱建物が併存して集落が構成される段階を経て、集落が掘立柱建物のみによって構成されるものへと移行していく。その移行状況の大まかなイメージとしては、掘立柱建物がまず一般集落ではなく官衙等の公的施設や古代寺院、そして豪族居館において採用され、その後その影響をうけて一般的な集落において普及していくと考えられる。

しかし、この掘立柱建物の普及状況を具体的な例をもって検証を加えていくと、地域毎に様々なバリエーションが認められるようである。そのような地域毎のバリエーション、地域間の差異を生ぜしめているものは、地域の地理的条件の違いであり、地域における一般集落の背後にある政治的・経済的条件の相異によるものと考えられる。従って、掘立柱建物の採用等に表出した集落構成の変容にみられる差異は、地域の地理的・政治的・経済的な背景の違いから言及していく試みが必要であると考えられる。

滋賀県下においては、一般集落における竪穴住居から掘立柱建物への移行の状況をみた場合、地域間に移行時期の遅速があるなど、その様相に地域毎の差異が認められる。この点については、一般的に共通して認識されているようであるが、そのような状況を生み出した要因についての言及はあまりなされていないのが実情のようである。

本稿では、滋賀県下の地域間に認められている、一般集落における掘立柱建物集落の成立状況の差異について、その成立要因・成立契機の違いといった観点から考えて言及することを試みたい。

### 2. 各地域における掘立柱建物の採用状況

まず、滋賀県下における掘立柱建物の採用状況を考える資料として、地域毎の掘立柱建物の検出例を具体的に挙げて概観してみる。

#### 湖 西 北 部

湖西北部地域において、掘立柱建物が早い段階と採用される例としては新旭町美園遺跡<sup>1)</sup>がある。美園遺跡では7世紀前葉の竪穴住居が認められるが、7世紀中葉に至って官衙的な配置をもって掘立柱建物群が出現する。この建物群は、中央権力の地方への波及を表出する公的施設として理解され、高島郡衙の出先機関との考えも示されている。この他、今津町、新旭町、高島町などにおいて、弘川遺跡をはじめとして、7世紀末から8世紀以降にかけての掘立柱建物群が公的施設として成立している様相がみられる。

このように湖西北部地域においては、まず公的な施設において掘立柱建物群の採用が認められる。一方、一般的な集落における7・8世紀の様相をみると、公的施設の掘立柱建物群に近接して立地する条件にありながらも、掘立柱建物群は未成立であり、掘立柱建物の一般集落への伝播、広がりには認められない。今津町弘川遺跡<sup>⑩</sup>では、8世紀前半の一般的な集落の例が検出されており、竪穴住居が総柱の倉庫を伴って単位集団を形成している状況を確認することができる。今津町日置前遺跡<sup>⑪</sup>では、8世紀前半まで竪穴住居が存続しており、やや遅れて8世紀中葉に至って集落が掘立柱建物によって構成される段階になるようである。

新旭町内においては、正伝寺南遺跡<sup>⑫</sup>の例にみられるように、12世紀から13世紀頃に至って条里地割の規制をうけての掘立柱建物群がようやく出現しており、堀川遺跡<sup>⑬</sup>などにおいてもほぼ同じ様相にある。美園遺跡などの公的施設において掘立柱建物が採用された段階からすると、かなりの時間的な空白が存在するが、この間を埋めるような一般集落における掘立柱建物群の採用例は今一つ不明である。

## 湖 西 南 部

湖西南部地域においては、県下において最も早い段階の掘立柱建物によって構成された集落遺跡の例を見ることができる。

大津市滋賀里遺跡<sup>⑭</sup>は、湖西線建設に伴う発掘調査をはじめ、数次の発掘調査が実施されている。その結果、およそ6世紀後半には、掘立柱建物によって構成された集落が形成されていた様相がみられ、7世紀代に及ぶような竪穴住居は周辺において検出されていない。また滋賀里遺跡に近接する穴太遺跡においても、昭和58年度において実施された調査で6世紀後半代の掘立柱建物群が検出されており、2～3棟からなる単位集団をみてとることができる。

このように湖西南部の滋賀里・穴太周辺地域においては、6世紀後半代には集落が掘立柱建物によって構成されるものになっている様相にある<sup>⑮</sup>。また、この地域においては、切妻大壁造り建物やオンドル構造をもつ住居などが掘立柱建物集落の集落構成の中に含まれることが明らかにされている。切妻大壁造り建物は、穴太遺跡で検出されたのを模に、その建物の構造についての考えが示されたものであるが、それ以前においても方形周溝状遺構として滋賀里遺跡・畑尻遺跡<sup>⑯</sup>・穴太遺跡下大門地区<sup>⑰</sup>などで確認されており、検出例は10例を超えるものと思われる。この方形周溝状遺構は、時期的に6世紀後半から7世紀初頭に限定されること、同時期の掘立柱建物に伴った集落に付属する施設と考えられることなどが指摘されていたものである。

湖西南部のこの滋賀里・穴太周辺地域は、渡来系氏族との関連が指摘されている地域であり、大壁造り建物と渡来系氏族の居宅としてとらえられており、オンドル構造をもつ住居も同様の性格のものとして理解できそうである。

いずれにせよ、6世紀後半代において、掘立柱建物群と切妻大壁造り建物、オンドル構造をもつ住居といった建物群によって構成されたこの地域の集落は、県下において先進的かつ特異な景観を形成していたといえる。

一方、湖西南部でも堅田平野においては、集落遺跡として、大津市真野神田遺跡<sup>(10)</sup>などが発掘調査されているが、掘立柱建物によって構成される集落の出現期は7世紀頃であり、滋賀里・穴太地域よりやや遅れるようである。

## 湖 北

湖北地方では、滋賀県下において最も遅れて掘立柱建物集落が形成される様相がみうけられる。

高月町井口遺跡<sup>(11)</sup>においては、堅穴住居が平安時代前期の段階にまで残って採用されている。掘立柱建物は、奈良時代後期に集落内に出現し、堅穴住居とともに併存して集落を構成し、10世紀後半、平安時代後期に至ってようやく堅穴住居が終焉をむかえて、掘立柱建物によって構成された集落が形成される。この掘立柱建物の出現時期の前後には、灌漑用水路と思われる溝の再開掘や改修が繰り返されることより、集落周辺において、かなりの規模での再開発が、農業の生産面積の拡大・生産性の向上を目的に行われたととらえられている。

## 湖 東

湖東地方については、八日市市上日吉遺跡<sup>(12)</sup>、五箇荘町法源寺北遺跡<sup>(13)</sup>、甲良町長畑遺跡<sup>(14)</sup>、下之郷遺跡<sup>(15)</sup>の検出例により、掘立柱建物の採用状況をみてみたい。

八日市市上日吉遺跡は、主屋・副屋・雑舎の3棟によって構成される掘立柱建物群が検出されている。掘立柱建物群の年代は、数次の建て替えがなされているが、およそ7世紀後半から8世紀末と考えられている。遺跡の性格としては、官衙、馬家なども考えられたが建部君の居館とされている。周辺においては、7世紀後半、8世紀前半の堅穴住居によって構成された集落が存在しており、極めて拠点的に掘立柱建物が豪族の居館において導入された様相がみられる。

同様の状況にある例として、五箇荘町法源寺北遺跡がある。7間×2間の南北棟が1棟検出されており、8世紀前葉の年代が与えられている。建物の性格としては、在地有力氏族層に係るものと想定されている。周辺の集落においては、同遺跡内で堅穴住居が6世紀末から7世紀の初頭まで確認されており、近接する五箇荘町木流遺跡などにおいては、平安時代前期に至ってようやく一般集落が掘立柱建物によって構成されるものに転換するようである。

一般集落において堅穴住居によって構成される集落が、堅穴住居と掘立柱建物の併存期を経て、掘立柱建物によって構成される集落に転換していく状況がみられる良好な調査例として甲良町下之郷遺跡がある。下之郷遺跡は、扇状地上に立地しており集落の動向は扇状地扇中央部の開発と密接な関係をもっている。集落は、8世紀初頭に掘立柱建物が採用されて、8世紀中葉に至って堅穴住居が終焉をむかえ、掘立柱建物集落が形成される。およそこれとほぼ時期を同じくして、集落は扇状地上に施行される南北地割の規制をうける。このことは、地割施行を伴っての扇状地扇中央部における水田開発による集落の再構成を契機に掘立柱建物が集落内で主流を占めてくると考えることができる。

下之郷遺跡の立地するのと同じ扇状地上に甲良町長畑遺跡がある。8世紀後葉に形成され、9世紀代に充実する掘立柱建物群が検出されており、官衙的な色彩をもった豪族の居宅と考えられてい

る。この掘立柱建物群は、先の上日吉遺跡や法源寺北遺跡の例とは様相を異にしており、周辺集落に比して先行して出現したのではなく、むしろ機を同じくしている。扇状地上の再開発の拠点的な役割を担ったものではないかと考えられる。

## 湖 南

湖南地方においては、比較的7世紀代の竪穴住居の検出例が多く、その終焉から掘立柱建物集落の形成時期をおさえていくことができそうである。

栗東町手原遺跡<sup>(46)</sup>においては、7世紀後半から末葉まで竪穴住居が存続しており、8世紀から9世紀頃に掘立柱建物集落に移行する。また、栗東町高野遺跡<sup>(47)</sup>においても、竪穴住居が7世紀末葉まで存続し、8世紀後半以降に掘立柱建物集落が形成される。これらは、およそ湖南地方における、一般的な集落の動向を示しているものと考えられる。

一方、早い段階で掘立柱建物集落が形成される例がみられる。守山市吉身北遺跡<sup>(48)</sup>では、竪穴住居が6世紀後半段階で終焉をむかえ、それ以降は掘立柱建物集落が形成される。また、守山市赤野井遺跡<sup>(49)</sup>では、6世紀後半に南北方位をとる掘立柱建物群が形成されている。郷倉的性格が想定されるが、建物配置には一般集落的な要素が強いことから、屯倉に関連しての犬養氏の居宅と考えられている。

以上、滋賀県下の各地域毎に幾つかの遺跡例を挙げて掘立柱建物集落形成期の状況をみた。資料はごく一部のものであり、検討を要する点も多いと思われるが、ここに挙げた諸例をもって考えられる点を次に述べる。

### 3. 掘立柱建物群形成期の諸例

滋賀県下における掘立柱建物群の採用状況を概観した結果、その在り方に幾つかの異なったタイプの存在を認めることができる。

ひとつは、大津市滋賀里遺跡、穴太遺跡や守山市吉身北遺跡・赤野井遺跡などにおいてみられるタイプである（以下、これをA類とする）。県下において最も早い段階に掘立柱建物が主流を占める建物群が形成されたもので、6世紀後半頃という年代が与えられている。

次のタイプは、一般の集落ではなく、官衙等の公的施設や豪族の居館において掘立柱建物群が成立したものである（以下、これをB類とする）。新旭町美園遺跡や八日市市上日吉遺跡、五箇荘町法源寺北遺跡、守山市赤野井遺跡、甲良町長畑遺跡などがある。成立する年代としては、早い例では守山市赤野井遺跡の6世紀後半というのがあるが、その他はおよそ7世紀後半から8世紀前半にかけての時期が与えられている。

3つ目のタイプとしては、新旭町正伝寺南遺跡や高月町井口遺跡、甲良町下之郷遺跡などにおいてみられるもので、その成立時期は、8世紀後半以降、10世紀、12世紀と幅をもっている。共通点として周辺地割の規制をうけてのものであることを挙げるができる（以下、これをC類とする）。

これらA類からC類の3つのタイプは、全ての例を包括しうるものではなく、また両類に属するような遺跡例も存在すると思われるが、この3つのタイプのバリエーションの存在によって、滋賀県下における掘立柱建物集落の成立様相に地域間の差異が認められるとされているのである。

従って、滋賀県下においてみられる掘立柱建物集落成立の地域差・時間差について明らかにしていくために、この3つのタイプの集落例の成立契機の違いなどについて考えてみる。

掘立柱建物集落の成立については、小笠原好彦氏の極めて示唆的な論考がある<sup>99</sup>。氏は、畿内および周辺地域における掘立柱建物集落の展開を、5・6世紀代の第1段階と7世紀以降の第2段階にわけてとらえている。第1段階は掘立柱建物集落の形成期・出現期である。掘立柱建物は、伝統的な竪穴住居とは構築原理を異にしており、新たな建築部材が多量に必要であり、加えて部材の組合せ法など新たな建築技術が必要である。従って、掘立柱建物の採用にあたっては、建築資材の確保とともに建築技術をもつ技術者集団の招来が必須条件となる。このようなことから、掘立柱建物集落の形成には政治的・経済的にすぐれた単位集団においてのみ実現しえたものであるとしている。第2段階は掘立柱建物集落の一般化する段階である。掘立柱建物の普及にあたっては、鉄製農具所有の進展による農業生産力の発展、寺院・官衙等の造営の進展による建築資材の量産体制の整備と建築技術の普及、中央集権国家の官僚機構に参画する官人層が掘立柱建物を採用することによって政治的・経済的富強性を誇示しようとしたことなどが要因となっているとしている。

滋賀県下の例も、氏の考え方によって理解できるものもあるが、やや様相を異にするものも当然存在する。

A類のうち、大津市滋賀里遺跡・穴太遺跡における掘立柱建物集落の成立契機についてまず考えてみる。この地域は、先にも述べたように渡来系氏族との関連が極めて強く、切妻大壁造り建物やオンドルを有する住居など、建物の構築技術においても在来のものとは考え難いものと思われ、集落の形成にあたっては渡来系氏族の存在が関わっていることは明らかである。果して、この集落が渡来系氏族そのものの居住する集落であるのか、渡来系氏族を招来し、彼らを含めた在地氏族の集落であるのかは、今後、後期古墳群の在り方をも含めて検討をしていかねばならない。しかし、いずれにせよ、この地域の集落が、渡来系氏族の居住や、彼らもたらした新規なる技術の保持者の影響の下において、すなわち、極めて外的な要因によって形成されたと考えられる。従って、これは農業経営力の向上等の経済的基盤の充実によって集落景観が展開・発展していくような一般農村集落とは全く在り方を異にしており、農業生産力の向上等を掘立柱建物集落の成立契機に直接的に結びつけて考えることができない。

一方、A類のうちの守山市吉身北遺跡などについての成立契機については、現段階においては明確な考えをもっていない。小笠原氏の考えをもって、この地域の政治的・経済的にすぐれた単位集団の存在により形成されたのではあるが、特にこの地域が県下において農業経営力等の面から先進性をもっていたと考えられるような資料は得られていない。ここでは、一つの考え方として、湖東南部から湖南にかけて形成された須恵器生産の開始と関連づけて、工人集団の居住やそれを招来

せしめた在地氏族の存在などとの関係からとらえることはできないかという考えを提示し今後の検討課題としたい。

次に、B類について考える。B類は、豪族居館や公的な施設などであり、その成立契機は一般集落とは異なり、政治的意図を反映したものであるといえる。官衙等の公的な施設などは、国家的な政治的意図が形成要因であり、律令体制の地方波及の目的遂行の役割を担うものである。また地方豪族等の有力者層の居宅も、彼らが郡司等の地方機関の役人として任用されるなど律令官人的な役割を担っていたと考えるならば、その居宅の成立契機としては、その政治的役割から官衙等の公的な施設に準ずるものと考えられる。地域において、拠点的に掘立柱建物群が形成されたもので、一般集落に対しての政治的、経済的権威の表出ととらえられる。

掘立柱建物の地方への波及について考えた場合、各地域において極めて先進性をもって採用されていくのであるが、その在り方は拠点的なものであり、今津町弘川遺跡や八日市市上日吉遺跡の例にみられたように、近接する一般集落への波及は認められないようである。

最後にC類について考える。C類は、一般的な農村集落において、その景観が掘立柱建物が主流を占めるものに転換していく段階のものである。C類は残存している周辺地割、もしくはそれに先行する地割の規制をうけて成立しているものであり、その地域の水田開発と関連をもって展開した集落であると考えられる。すなわち、水田経営における生産面積の拡大や生産力の向上を目的とした地割施行をともなつての開発行為が、集落の再構成を行う契機となり、それによって掘立柱建物が主流を占める集落に転換するのである。この段階に至っては、A・B類に認められたような、政治的・経済的な権威を表出するような意図は、掘立柱建物には全く求められなくなっており、時代の生活様式の自然な発展としてとらえることができよう。ある意味においては、大規模な条里施行にも関わることであり、国家的要因によるものでもあり、加えて幾つかの集落を包括した地域毎の在地における自律的な地域再開発・集落の再構成が掘立柱集落形成の要因となっているように思われる。

以上、掘立柱建物群形成期の諸例として、3つのタイプをあげて、各々の成立契機の違いについての考えを述べた。

#### 4. ま と め

滋賀県下における掘立柱建物群の形成期の在り方は、従来、地域差や時期差が認められることは言われてきている。ここでは、その背景にあるものとして、それぞれの掘立柱建物群の成立契機の違いが、地域差や時期差として表出しているという考えからのアプローチを試みてまとめとする。

掘立柱建物群はその性格によって、一般的な集落と、豪族など有力者層の居宅、そして官衙等の公的施設などがある。県下における一般的な集落をみた場合、2つのタイプが認められた。一つは大津市滋賀里遺跡・穴太遺跡においてみられたような、極めて外的な要因によって成立したもので

ある。渡来系氏族との関連性というような、地域における農業経営力の向上等とは別のところに集落景観の転換する契機を求めることができる。6世紀後半の滋賀県下の様相をみると、掘立柱建物は全く普及段階には至っておらず、ある意味において、この集落例は先進性をもった畿内の様相を呈した地域であるといえる。また、この段階において掘立柱建物集落を構成している地域は、古代寺院や官衙などが多くみられる地域であり、それとの関連性を検討せねばならない。

もう一つは、先のタイプよりも時期的にもかなり遅れて掘立柱建物群として成立する集落である。滋賀県下の大半の集落例がこのタイプのもので、まさしく一般的な集落における掘立柱建物集落への転換期の状況を呈するものといえる。成立契機として、農業経営における生産面積の拡大、生産性向上を図った地域の再開発などが挙げられ、先のタイプとは全く性格を異にするものである。葛野泰樹氏は、滋賀県下における掘立柱建物を検討し、各郡単位に施行されていった条里開発の時期と掘立柱建物の採用時期とは相関関係にあり、地域開発といわば同時併行で実施されたとしており<sup>(2)</sup>、考えをほぼ同じくするところである。葛野氏は、この地域開発の契機として律令国家体制下における国家的計画を想定し、集落編成にまでその影響を考えている。この点についての考えは、私は現時点において持ち合せていないので言及できないが、今後、郡単位もしくはそれよりももう少し小さい単位の地域の主体的・自律的な開発行為といった面からの検討を行いたい。地割施行を伴ったような組織的な開発行為や農村集落の再構成が、国家主導的なものか、在地主導的なものを明らかにすることは、地域の開発史を考える上で重要な位置を占めるものといえる。

次に、豪族など有力者の居宅における掘立柱建物群は、早いもので6世紀後半に成立し、8世紀代の例が多く認められる。官衙等の公的施設においては、7世紀中葉以降に成立している。先に述べた後者のタイプの集落における掘立柱建物の採用に先行するものが多い。地域において拠点的に導入されるものである。しかし、これが一般集落に影響を与えて、掘立柱建物が波及していくといったような状況はとらえにくく、地方における掘立柱建物集落の成立契機としては、これらの建物群の出現は評価できないようである。

このように、当然のことではあるが、掘立柱建物群成立の背景には、その成立契機のちがいなど様々なバリエーションが存在する。このちがいが、地域差・時期差といった様々な差異として表出してくるのである。今後は他の遺跡例をも含めて総括的にとらえ、オリジナリティな歴史観を加えての考えを展開することとしたい。

また、本稿においては、湖南地方の状況が特に把握できなかった。竪穴住居の検出例が多いことから、その終焉時期を追及することによって掘立柱建物集落の成立についてのアプローチを試みたい。

以上、資料的には不十分なものであるが、自分なりの集落観を述べることを試みたつもりである。先学諸兄の御指導・御鞭撻を得たい。



注

- (1) 林 博通他『美園遺跡発掘調査報告—古代地方官衙跡—』(滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会 1975年)
- (2) 山口順子・兼康保明「高島郡今津町弘川遺跡」(滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書Ⅵ-3』 1981年)
- (3) 葛原秀雄『今津町文化財調査報告書第4集』(今津町教育委員会 1985年)
- (4) 清水 尚・氏丸隆弘「正伝寺南遺跡(南地区)の調査」(『高島バイパス新旭町内遺跡発掘調査概要—新庄城遺跡・正伝寺南遺跡・針江南遺跡—』滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会 1984年)
- (5) 山崎秀二・中村博司他『滋賀県文化財調査報告書第5冊』(滋賀県教育委員会 1975年)
- (6)-1 田辺昭三他『湖西線関係遺跡発掘調査報告書』(滋賀県教育委員会 1973年)  
-2 松浦俊和「滋賀里遺跡発掘調査報告」(大津市教育委員会『滋賀里・穴太地区遺跡群発掘調査報告書』 1982年)
- (7) 註6-2に同じ
- (8) 西田 弘他『畑尻遺跡』(大津市教育委員会 1974年)
- (9) 佐藤宗諒他『穴太下大門遺跡』(大津市教育委員会 1975年)
- (10) 松浦俊和『真野神田遺跡Ⅲ—真野北部土地改良とほ場整備事業に伴う発掘調査報告書—』(大津市教育委員会 1985年)
- (11) 田中勝弘『国道365号線バイパス工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅱ—伊香郡高月町井口・柏原遺跡—』(滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会 1984年)
- (12) 近藤 滋・石原道洋・松沢 修「八日市市上日吉遺跡」(滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書Ⅶ-2』 1979年)
- (13) 林 純『法源寺北遺跡・木流遺跡(第2次)』(五箇荘町教育委員会 1986年)
- (14) 葛野泰樹「滋賀県長畑遺跡」(日本考古学協会『日本考古学年報36(1983年度版)』 1986年)
- (15) 宮崎幹也「犬上郡甲良町下之郷遺跡」(滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書XIV-2』 1987年)  
大崎哲人「犬上郡甲良町下之郷遺跡」(滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書XV-2』 1988年)他
- (16) 大橋信弥『手原遺跡発掘調査報告書—栗東町商工会館建設に伴う調査—』(栗東町教育委員会・栗東町埋蔵文化財調査団 1981年)
- (17) 平井美典『琵琶湖大橋有料道路建設工事に伴う栗東町高野遺跡発掘調査報告書』(滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会 1987年)
- (18) 岩崎 茂『吉身北遺跡発掘調査報告書』(守山市教育委員会 1986年)
- (19) 山崎秀二「赤野井遺跡」(滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会『昭和51年度滋賀県文化財調査年報』 1978年)
- (20) 小笠原好彦「畿内及び周辺地域における掘立柱建物集落の展開」(考古学研究会『考古学研究』第100号 第25巻第4号 1979年)
- (21) 葛野泰樹「滋賀県における奈良時代の掘立柱建物について」(滋賀考古学論叢刊行会『滋賀考古学論叢』第2集 1985年)

## 編集後記

『紀要』第2号も刊行することができた。自分の時間を犠牲にしながらも原稿を執筆してくれた職員の姿には頭の下がる思いがする。当協会はまさに職員の見えざる努力と熱意によって支えられているのだと実感した次第である。

編集者

平成元年3月

### 紀 要 第 2 号

編集・発行 財団法人 滋賀県文化財保護協会  
大津市瀬田南大萱町1732-2  
Tel (0775) 48-9780・9781

印 刷 株式会社 日興商会  
尼崎市東難波町5-10-30  
Tel (06) 482-4501